裁判長　裁判所としては、原子力安全委員会でなく、通産大臣の主張を審理しており、両者の意見が結果として一致することはあっても、もともと、別のものである。

住民側　そういうことなら、準備書面と一しょに渡してもらったらいい。

以上の問答の後、平井さんが立って、その朝に提出した、手書きで６３頁に及ぶ準備書面（２頁以下参照）の陳述に入る。その内容は、２号炉の安全審査が、ごまかしの「災害評価」をやり、その上、「防災計画」は法律的に審査の対象でないと、国側がうそぶいていることを厳しく追求したものである。

平井さんは、まず、「非居住区域も６３０メートルの原発敷地内に入る」とした安全審査のデタラメさが、３０キロ範囲が無人地帯と化したチェルノヴィリ事故によって、誰の目にも明らかになったことを指摘した。

そして、防災計画実施の責任者である伊方町長も、「どこへ逃げたらいいんか」との住民の問いに、頭をかかえて答えられず、ただ「国の指示」をあてにしている現実を語り、それでも審査の対象外といえるか、と迫る。

さらに、３０キロ範囲が避難しなければならないような事態が、伊方で起こったら、どのような地獄絵がもたらされるかを、多くのデータを示しながら訴える。それらのデータは、次のようなことを、私たちに教えている。

被災者の数が１７万人を越すこと。自分の力では避難できない入院患者、寝たきりの人、老人・幼児などが、合計６万人にも達すること。広い範囲の人たちの飲料水源が汚染されること。合計６万７千人の農業者が働く約３千町歩の田畑と、１０万頭に及ぶ豚をはじめとする多数の家畜とが壊滅すること。さらに６千人を越す漁業者と、それに関連した多くの人たちが生きている海の死をもたらすこと、などである。

平井さんは、最後に、原発建設を可能にするために、住民をモルモット視して行われた安全審査の本質をあばき、それに対抗して、自分たちと子孫を放射能公害から守るために立上ったことこそ、住民の原発運動の原点にほかならないことを訴えた。そして、２号炉の設置許可を裁判所が取り消すように求め、１時間１０分に及んだ陳述を終った。

法廷に、期せずして拍手が起こる。三人の裁判官も、平井さんがえがき出す原発災害の恐ろしさに、終始、熱心に耳を傾けていたが、そのせいか、裁判長も拍手を規制するポーズさえ示さなかった。

国側は準備書面作成に三ケ月かかると主張したため、次回を９月３０日ときめ、閉廷。

会計報告（'87. 6/1～7/1）

収入		
会　費		３３,０００
ニュース購読料		９９,７５０
カンパ		1,０００
資料代金		７５０
	計	１３４,５００
支出		
ニュース印刷代		１６,０００
郵送料		9,０８０
振替手数料		８５０
事務用品費		6,０００
ゼロックス・リース料		１４,３００
	計	４６,２３０
差引		８８,２７０
積立金合計		1,１９０,３５９

伊方訴訟ニュース

第167号
1987年7月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満4－9－15 第一神明ビル
藤田法律事務所☎ 06－363－2112 口座大阪3－48780

チェルノヴィリが伊方なら、こんな地獄絵が・・・・・・・
住民をモルモットにした「災害評価」と「防災計画」をあばく

６月１９日。１日の仕事を休んで松山に来た１５名の原告と向い合った被告席には、いつもの通り、出張手当付きの２０名を越す大部隊が坐っている。

定刻に開廷。裁判長が左陪席裁判官の交替を告げた後、被告国側が準備書面を、例によって、一言も云わないで〃陳述〃する。その書面は、前回の公判で原告住民側が釈明を求めていた、２号炉での二つの重大な事故（「訴訟ニュース」１６４号参照）についてのものであった。

住民側が問うたのは、燃料集合体の板バネや、タービンの動翼が、原子炉運転中に破損した時、どのような事態になるか、そして、そのようなことは安全審査で審査されたのか、ということだった。

ところが国側の回答は、住民をバカにし、その問いかけをはぐらかす、ひどいものである。事故は大したことでなかったし、その原因も「詳細設計」に属することで、「基本設計」だけを対象にした安全審査、したがってこの裁判とも何の関係もない事故だ、と。

国側の〃陳述〃のあと、近藤さんが発言を求めて立ち、３週間ほど前に原子力安全委員会が発表した「チェルノヴィリ原発事故調査報告書」について質問した。

「国側は、さきに１次報告書を証拠として提出したが、その内容は、国の主張と関係ないお粗末なもの。（以下７頁右に続く）

黙殺を続ける安全委と県に
抗議と再要求

さる２月、２号炉の定期検査中に、相ついで二つの重大な事故が発見された。核燃料集合体上部の板バネ部分の破損と、タービン動翼先端のヒビ割れとである。このことについて、伊方原発反対八西連絡協議会と伊方原発を考える松山市民の会とは、連名で、原子力安全委員会と愛媛県に対して、３月１３日に質問状を提出した。

とくに愛媛県に対しては、代表たちが県庁に赴いて質問状を手渡し、県としても異例の立入り検査までやったのだから、誠意ある回答をするよう強く要請した（「訴訟ニュース」１６４号参照）。

しかし、回答指定期限の３月末から、すでに３ケ月を経過しても、どちらからも、何の音沙汰もなかった。（以下６頁右下に続く）

2号炉訴訟

原告準備書面

（1987年6月19日提出）

（その1）

目　次

一　はじめに
二　安全審査における「立地審査」の意義
三　災害評価の誤り
四　防災計画・避難計画の審査の必要性
五　チェルノヴィリ原発事故で現実離れした本件安全審査が浮きぼりになった
六　むすび

一　はじめに

一九八六年、チェルノヴィリ原発事故により原発から半径三〇km範囲の人が避難、人ばかりではなく、家畜も同時に大移動するという、広大なゴーストタウンが出現した。半径三〇km以内の人が避難したために、全て無傷であったわけではない。原告及び住民は、今まで伊方原発が事故を起こすたびに「我々は、いつ、どこに逃げればよいのか」と心配していたのである。

三崎半島を東西に貫く国道一九七号線、この道は原発が来るまでは、行くな（一九七）酷道と呼ばれていた道である。今では半島の頂上を「避難道路」として着々と完成しつつあります。それと並行して原発に近い部落、大成、足成、島津、有寿来の各部落では、ところどころではありますが、今までの道幅の二〜三倍の広さに拡張をしております。まさしく「避難道路」であります。しかし、過去、岬という特殊な地形に加え、政治的配慮が乏しかった故に、交通事情がきわめて悪く、地方道がそのまま昇格した国道で、行くな（一九七）酷道といわれるゆえんであって、地つづきでありながら陸の孤島といわれたほどであった。

だから、本件伊方二号炉の設置者である四国電力では、私たちの住んできたこの地域を、低人口地帯と恣意的に規定し、本件の申請を行い、国もこれをう呑みにして設置を許可したのである。

チェルノヴィリ原発事故のさ中、一九八六年五月一九日と六月二四日、八西住民が福田伊方町長と話し合いをもつ中で、住民は「私たちは国を信用していない。町長は私たちの親だから町長を信用している。私たちはいったいどこに逃げたらええんか」とせまったのである。これほどまでに「防災計画・避難計画」の重要性が叫ばれたことはなかった。

「防災計画・避難計画」が定められているのは、伊方原発が「安全でない」という証拠として、よく例にとってきた。しかし、チェルノヴィリ原発の大事故以来、そんな悠長なことを言っていられない気持ちになったのである。もはや現実の問題として、国や地方自治体にやらせなくてはいけない、切羽詰まった気持ちである。本件安全審査の建前からいうと、本来安全協定や防災計画がなくとも、伊方原発それ自体で安全が保たれなくてはならないのである。しかし、現実の原発事故による放射能被害は、被告のいう誤った解釈・判断のため「住民皆殺し」を示唆したものである。

二　安全審査における「立地審査」の意義

原発における安全確保は「①…　②…　③仮に放射性物質を外部に異常に放出するおそれのある万一の事態が発生したとしても、公衆の安全が確保されるように各種の安全防護設備が設置されるようになっているかどうか、をも審査することとし」、「…公衆に放射線障害を与えるような事態が発生することは全く考えられない」（被・準（五）4p）とし「当該原子炉が、万一の事故の場合においても、…十分に公衆から離れている、との立地条件を具備するかどうかを、原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて（以下立地審査指針）審査する」と言明している。

「本件原子炉については①…　②…　③仮に異常が発生したとしても、その拡大を防止し、周辺公衆の安全を確保できるような設計方針が採用されており（安全設計審査指針）十分満足するものとなっている」（答弁書19〜20p）と主張するように、「立地審査指針」や「安全設計審査指針」など「めやす」や「指針」などが定められている。

つまり「立地審査指針」や「安全設計審査指針」は、「安全防護設備との関連において、万一の事故の場合においても十分に公衆から離れている」（被・準（五）9p）ことを要求しているものである。

立地審査指針は「技術的見地からみて最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故（これを重大事故という）」の発生を仮定した場合「そこに人が居続けるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離」までの範囲・広さの「非居住区域」をつくり、「重大事故」を超えるような、技術的見地からは起こるとは考えられない事故（これを仮想事故という）を想定した場合、公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される距離の範囲は「右非居住区域」の外側で「低人口地帯」でなければならず、さらに原子炉は、その外側の「人口密集地帯」から「ある距離」だけ離れていなければならないとされている（被・準（五）9〜10p）。

三　災害評価の誤り

本件原子炉の設置場所の面積は七五万m^2、原子炉から敷地境界までの最短距離は約六三〇m、原子炉から半径一三〇〇m以内には人家はなく、半径三km以内の人口は約三九〇〇人、半径五km以内の人口は約七八〇〇人であることを確認した（答弁書30p）という。

本件安全審査においての災害評価は「観念的に一定の事故を想定した上、その際に放出されると想定される放射性物質による公衆の被曝線量を計算し、その線量が立地審査指針に適合するかどうかを判断するもの」（被・準（五）14p）であり、本件災害評価においては「重大事故」及び「仮想事故」のいずれの場合も、「一次冷却材喪失事故」と「蒸気発生器伝熱管破損事故」との二種類の事故を想定し、その際放出されるとする放射性物質による公衆の被曝や全身被曝に係る、被曝の形態を通して「非居住区域」の範囲や、原子炉と「低人口地帯」及び「人口密集地帯」との距離が離れているかどうかをそれぞれ判断するものであるとしている。

この右の「仮想事故」のうち、放出される放射性物質の量が最も多いとされるのは「非常に厳しい評価条件を設定」した場合「ヨウ

素一一〇〇キュリー及び希ガス約二〇万キュリー」であると推針している。

そして結論は「右想定された事故の場合における放射性物質の放出量が大き目になるように…厳しい条件を用いて解析しても、前記の非居住区域及び低人口地帯はすべて本件原子炉敷地内に入ることとなり、十分前記立地審査指針に適合するもの」（答弁書３１ｐ）であると主張している。

一九七九年三月二八日、アメリカのＴＭＩ事故で、一次冷却材喪失、炉心溶融という大事故が発生したことは、原告のこれまでの準備書面で明らかにしていることである。この時は、燃料の約七割が溶融・崩壊したが、格納容器はその寸前で破壊を免れた。しかし、本件二号炉の仮想事故の計算の約一〇倍にあたる一七〇万〜一九〇万キュリーの放射性希ガスの放出があったことが明らかになっている。

ＴＭＩ事故は、一次冷却材喪失による炉心溶融事故が現実に起こるものであり、本件の仮想事故とケタ違いの放出があった事実は、事故の必然的経過に伴う大量の放射性物質の放出を前提としてなさなければ無意味であり、観念的で、あまりにも過小すぎる被告の災害評価は、明らかに誤りと言わねばならない。「非常に厳しい評価条件を設定」したにもかかわらず、現実に起こる原発事故は、みごとに被告の思わくを打ち砕くのである。

今回のチェルノヴィリ原発事故では、炉心のほとんどが溶融し、外界へ放出された放射性物質は、六億キュリー以上に及んだことは、一九八六年六月六日付原告準備書面に記述したとおりであり、原発周辺はもとより、国境を越えて全世界的規模で深刻な災害をもたらしたが、これが原発大事故の現実の姿である。

被告の言う「非常に厳しい評価条件を設定」したにもかかわらず、現実が指し示す被告の過小想定は、「立地指針」どおり計算すれば広大な敷地が必要なだけでなく、周辺地域との関係で原子炉設置が不可能となるため、勝手に立地審査指針の解釈をねじ曲げ「…厳しい条件を用いて解析しても、前記の非居住区域及び低人口地帯はすべて本件原子炉敷地内に入ることとなり、十分前記立地審査指針に適合するものである」とした結論はまったくのゴマカシである。

四　防災計画・避難計画の審査の必要性

破滅的な災害をもたらす大事故に対しても、周辺住民に対しては、なんらの対策も示されていないのである。原告住民らは、県や町に対し、機会ある毎に、「大事故が起きたらどこへ逃げたらええか」と質問しているが、いまだに全く答えられないのである（訴状５ｐ）。

原子力発電所が安全であると断定されるものであれば、電力消費量の多い大都市周辺に建設すればよいのである。…こんなやり方で、大事故の際にも、敷地外には何の災害も生じないと云ってみても、周辺住民は誰一人、そんなことを信じない（訴状２９〜３０ｐ）と主張してきたのである。

昭和五四年十月二九日付準備書面において農業者井上常久原告は、重大事故が起れば私たち地元住民はどこへ逃げたらよいのか。ＴＭＩ原発の大事故では八km以内の乳幼児、妊産婦が避難させられ、最終的には九五万人もの住民を避難させる計画があった。ＴＭＩ原発のような事故が起れば地元住民は一体どうなるのか。事故をどう知らせてくれるのか。どこへ逃げたらよいのか。輸送手段はあるのか。考えれば考える程、恐ろしくなってしまうのであると主張してきた。

また漁業者で原告の一人である鎌田建一郎さんは、事故がこの地元伊方で起ったら周辺の漁民はどうなるのか。海の上で事故にあったら、あなた方は私に、どのようにして事故の発生を知らせてくれますか。船の上は、エンジンの音が高く、なみたいていの声では聞こえません。陸上で、マイク放送などをしたとしても、まず聞こえはいたしません。又、磯津に住む子供達は、どこへどのようにして避難すればいいのでしょうか。今の国道がパニック状態になったら、どのようにして通ればいいのでしょうか、と防災計画の審査の必要性を強く主張してきた。

そしてまた原告は、現実に事故が発生した場合における避難等のいわゆる防災対策については、災害対策基本法により別途措置されることとなっている（被・準）とあるが、防災対策の必要性があると思うのか（昭和五七年六月九日説明を求める事項）。また「避難方法や避難場所等は、安全審査の対象とならない」とあるが、それがなくて「原子炉の位置の妥当性をきめるのにどうしてきめたか」。また「災害の防止上支障がないものであること」という要項そのものは「法的概念」とあるが、具体的に説明せよ（原・準昭和五六年八月五日１０〜１１ｐ）、と問い正したが、それに対して被告は「…原子炉設置許可の法律上の位置付け等からいってこれらの事項が、その際における安全審査の対象とならない」（被・準（一）１１ｐ）とか「釈明の要をみない」（被準（六）６ｐ）などと、うそぶいているのである。

しかし原子力特報、昭和五八年原子力安全白書（要約）においては、第二編原子力の安全確保関連施策の現状と安全確保の実態の（原子力施設の事故・故障等の教訓の反映）の中で、「…安全委員会は、米国で発生したＴＭＩ事故を重視し、ＴＭＩ事故の教訓を我が国の原子力安全確保対策に反映させるべき事項（５２項目）について、反映の具体化等のための調査審議を行い、その結果を、原子力施設の安全審査、安全審査に使用する指針類の整備、安全研究の充実強化、防災対策の整備充実など安全確保関連施設全般に反映してきたところである。…」と示している。また愛媛県原子力防災計画（昭和五四年度修正）においては、「原子力施設に関しては原子炉規制法などに基づき…一般公衆に被害を及ぼすことがないように万全の対策をとるものとする。…」（甲二〇号証ノ一）と明記している。

前述した一九八六年五月一九日と六月二四日の、福田伊方町長に対する「どこへ逃げたらええんか」という住民の切羽詰った叫びは、現実の原発事故の結果に対する被害の姿を如実に表わしたものである。

「現在の防災計画は、ＴＭＩ事故以後見直したものである。チェルノヴィリ原発事故の反省は、現防災計画には入っていない。国から指針があるだろう。町独自の計画は、ソ連のような事故があってはならないという前提で防災計画を作成しているから、国の指針を待つしかない」と伊方町長は言っている。被告が勝手に解釈し、ねじ曲げてしまった「立地審査指針」で、原告住民にモルモットになることを強要しているが、「国の指針を待つし

かない」と国を頼りにする伊方町長まで被告の「ねじ曲げ」に酔ってしまっている。

被告は、「…それによって安全性が確保される範囲において、…原子力発電は今日では…世界各国においてその地位を確保している」（被・準（一）２４ｐ）と言いつつ、一方では「避難の方法や避難場所等に関する事項が…その際における安全審査の対象とならない」（被・準（一）１１～１２ｐ）と逃げているのである。被告にとって得をすること（得をすることとは、住民の生命を守ることはおろそかにし、利潤追求のみに走る企業、この場合、四国電力に対して重点をおくこと）は、「世界各国においてその地位を確保」できているかの如く主張し、それに不利になることがらについては除外するという、犯罪的と言っても過言ではないことを行なっている。

一九八六年一二月一二日提出の原告準備書面で「災害の防止上支障がないことを法的概念などと云って恣意的な解釈をなし…法律をひねくりまわしているが…原告だけでなく多くの命のかかっている問題について、単に安全審査の責任逃れや裁判対策上の発想でいうべきではない」と主張し指摘してきたのである。

伊方町長は「炉心溶融が起ったことについて残念なこと」と言い、あってはならないという前提がくずれた今、ＴＭＩ事故以後の防災計画が「災害の防止上支障がないこと」を確保出来ないいらだちを痛感しているのである。

また一九八六年五月二六日、全国原発所在地市長村会議が開かれ「国の安全対策を十分にするよう要求する決議」をし、防災計画については「規模の問題を検討してくれ」と国に要請した。全国原発所在地市長村会議は、「安全神話」はくずれてしまったと自信をなくし、早急に「災害の防止上支障がないこと」を確保するために、つまり放射能被害から完全に「身」を守るべき防災計画の確立を要求しているのである。

ＴＭＩ事故以後、見直した結果の八ｋｍ～一〇ｋｍ範囲の防災計画では、住民の生命の安全は保てず役に立たないことが今回のチェルノヴィリ原発事故で明確になった。被告は、防災計画について「安全審査の対象とならない」から大丈夫だと言い、一方災害対策基本法では「万全の対策をとるもの」と言い、二つの結論が矛盾しているために、「万が一」の場合、住民が本当に逃げることが可能なのかどうか、伊方町長は頭をかかえてしまっているのである。

防災計画は、別途措置することもさることながら、安全審査から除外してしまっている状態は、無法無秩序と言う他ない。住民が逃げることが可能であるのか、ということについて、防災計画が安全審査に必要であるということ、そして防災計画を審査していない本件安全審査は、まさに第二四条一項四号に違反する（甲二〇号証ノ二）。（以下次号）

（１頁から続く） もちろん、こうした事態は予想されていたが、チェルノヴィリ事故以来、伊方原発周辺住民の間に不安が高まってきているだけに、何らかの対応があるのでは、との期待もあったが、それも裏切られた。

こうした行政側の、むき出しの住民無視の姿勢への怒りを込めて、「八西協」と「市民の会」は、６月１３日に、原子力安全委員会と愛媛県のそれぞれに対し、「抗議および要求書」（次頁参照）を送付した。

抗議および要求書

去る三月十三日、貴委員会に対して、質問書を送り、同月末日までに回答をいただくよう要請していましたが、既に二ケ月を経過しているにもかかわらず、回答がないばかりか、何らかの連絡すら全くありません。

国民の生命・財産を守ることを職務としているはずの委員会であると考え、条理をつくして質問したことに対して、回答・連絡すらしないという貴職らの姿勢は、怠慢を通り越し、国民への背反行為である。

ここに強く抗議するとともに、直ちに先の質問書に対する回答を行なうよう重ねて要求する。

一九八七年六月十三日

原子力安全委員会

委員長　御園生　圭輔殿

伊方原発反対八西連絡協議会

会長　広野　房一

伊方原発を考える松山市民の会

代表　伊達　泰介

去る三月十三日、貴職に対して質問書を提出し、三月末日までに回答をいただくよう要請しましたが、既に二カ月を経過した今日に至っても、回答もなく、何らかの連絡、返答すら全くありません。

県民である我々住民が、わざわざ松山まで出向き、貴職の代理者たる公害課職員に直接手渡し、必らず回答をいただくよう重ねて要請していたにもかかわらず、当日、県が報道機関に公表した内容すら説明せず、本質問書についての回答も、全く放置したままという貴職の姿勢は、先の白石前知事と何一つ変ることのない、県民不在の県政であると断じざるを得ない。

保守一枚岩、愛媛方式、などと吹聴して、おごり高ぶっていた白石王国も、既に見る影もなく凋落し、県内全体に大きな波が巻き起りつつある現在、最早、求めるべくもない昔日の権勢にすがりついているとしか見えない、貴職の傲慢なる権力行政姿勢は、日を経ずして白石前知事の二の舞いとなるであろうことを、県民として断じるものである。

我々は、ここに貴職に対して、強く抗議すると共に、先に提出した質問書に、すみやかに回答するよう重ねて要求する。

一九八七年六月十三日

愛媛県知事　伊賀　貞雪殿

伊方原発反対八西連絡協議会

会長　広野　房一

伊方原発を考える松山市民の会

代表　伊達　泰介

（１頁から続く） 最終報告書が出たと、新聞やテレビで知ったが、国側からは、まだ提出されず、どうなっているのか」と。

この発言に続いて以下のような、やりとりがあった。

裁判長　（国側に）報告書は出たのか。

国側　公表された。次回に準備書面と一しょに証拠として提出する予定。すぐほしい、ということなら、原告全員には部数が足りないが、送るようにしたい。

裁判長　原告の意見は？

住民側　報告書を発表したのは原子力安全委員会だが、これは通産大臣と一体なのか。

国側　我々は通産大臣の代理人である。

住民側　ということは、別だ、ということなのか。